

提 言

「適切な価格転嫁を進めるために」

— ノルム（社会通念）醸成のため

積極的な支援を —

2025年2月7日

価格転嫁を考える委員会

一般社団法人 岐阜県経済同友会

# 目 次

|                                          |     |
|------------------------------------------|-----|
| 要 旨                                      | P1  |
| 背 景                                      | P2  |
| 現状認識(課題)                                 | P3  |
| 提言1. ノルム(社会通念)醸成のための支援                   | P4  |
| 1. 表彰制度の創設                               | P4  |
| 2. 下請かけこみ寺・価格転嫁サポート窓口の PR 促進             | P4  |
| 3. パートナリシップ構築宣言企業への加入促進                  | P6  |
| 4. 価格交渉促進月間の周知徹底                         | P7  |
| 提言2. 公共部門の率先した価格転嫁実施と補助金・助成金等<br>各種施策の充実 | P8  |
| 1. 公共部門による率先した価格転嫁の実施                    | P8  |
| 2. 補助金・助成金等各種施策の充実                       | P8  |
| 提言3. 下請法改正および適正取引審判制度の創設                 | P11 |
| 1. 下請法改正                                 | P11 |
| 2. 適正取引審判制度の創設                           | P12 |
| 活動経過                                     | P14 |
| 委員名簿                                     | P15 |

## 要 旨

「経済財政運営と改革の基本方針2024について」にて、「サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる『構造的な価格転嫁』を実現する。」と定めているが、中小零細企業やサービス業を中心に価格転嫁が十分に進んでいない状況である。

各企業においては、付加価値創出力の向上に努めるとともに、労働生産性を高める必要があるが、社会全体で「適切に価格転嫁を進める」ため以下のとおり提言をおこなう。

### 1. ノルム(社会通念)醸成のための支援

長らく日本社会を覆っていたデフレ経済から脱却するには、社会全体で「成長と分配の好循環」が浸透するノルム(社会通念)を醸成することが重要である。

そのため、次の取組みをおこなう。

- (1) 価格転嫁を積極的に取組んでいる企業・団体に対する表彰制度(アワードシステム)の創設
- (2) 企業間のトラブル等の相談窓口である「下請かけこみ寺」、価格転嫁サポート窓口のPR促進
- (3) 県内企業に対してパートナーシップ構築宣言企業への加入促進
- (4) 公正取引委員会が定める価格交渉促進月間(3・9月)の周知

### 2. 公共部門の率先した価格転嫁実施と補助金・助成金等各種施策の充実

- (1) 公共工事など公共部門が発注している事業などについて、率先して価格転嫁と予備費の活用に取り組む。
- (2) 下請法等厳正な法執行の徹底、賃上げ促進税制の継続的な実施、補助金・助成金など支援制度の充実を図る。

### 3. 下請法改正と適正取引審判制度の創設

- (1) 下請法を「適正取引基本法」(仮称)と名称変更の上、発注者と受注者は同等であることを明確にするとともに、現下の経済実態に合わせた法改正をおこなう。
- (2) 労働審判と同様「適正取引審判」制度を設け、取引上のトラブルについて法的拘束力を持ち、かつ迅速に解決できる体制を確立する。

## 背 景

### <バブル崩壊後の日本企業の対応>

1990 年代初頭のいわゆるバブル崩壊により、日本企業は過剰設備、過大負債などの対応に迫られる一方で、中国や東南アジアなど諸外国がグローバル市場に参入、世界最適生産のもと、生産拠点は安価な労働力を持つ国や地域に移転することとなった。

こうした中、日本企業は、海外からの低価格商品に対抗するため、長年にわたりコスト削減への対応に迫られ、前向きな投資に資金投入が十分に行われず、日本全体として経済の低迷が継続した。

2018 年 3 月米国による中国の鉄鋼製品への関税引上げを契機とした米中貿易摩擦、2020 年初頭より猛威を振るった新型コロナウイルス感染症、2022 年 2 月ロシアのウクライナ侵攻による西側諸国の経済制裁などにより、世界の分断を伴う供給制約で原材料やエネルギー価格は高騰し、日本国内では従来のコスト削減を重視した経営手法の見直しを迫られることとなった。

### <成長と分配の好循環>

2021年 10 月に発足した岸田内閣では、「成長と分配の好循環」により、賃金上昇による家計所得の増加で、個人消費の拡大につなげ、個人消費の拡大が企業の収益拡大となり、設備投資の増大や更なる賃金上昇による家計所得の増加という、新たな好循環が始まるとしている。

今までのコスト削減を重視した経営手法から、「成長と分配の好循環」を実現するため、生産性向上に伴う収益力の強化や付加価値創造による販売価格引上げなどにより、賃金上昇につながる適切な価格転嫁を進めることが求められるのである。

しかしながら、受注企業の大半は中小企業で、継続的かつ長期にわたって取引を特定の発注企業に依存するケースも多く、今後の取引継続を念頭に、安易に価格転嫁を切り出しにくい状況にある。

また、発注企業においても長年販売価格の据置きが常態化していた中、価格引上げが一般消費者や最終需要者である企業に受け入れられるか、非常にリスクを抱えているのも現実である。

こうした現状を認識したうえで、効果的でかつ適切な価格転嫁に向けた施策を打ち出すことが重要である。

## 現状認識(課題)

現状の価格転嫁の取組みはどうなっているのか。

2023 年 12 月 27 日に公正取引委員会から発表された「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果について」によると価格転嫁の状況については、概ね以下のように要約することができる。

### 1. 発注者側の現状認識

価格転嫁の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議を行う必要があることが、発注者側に十分に認識されていない。

### 2. 労務費の価格転嫁に関する現状

原材料価格やエネルギーコストと比べ、労務費の転嫁率は低く、転嫁が進んでいない。

### 3. サプライチェーン各段階における価格転嫁の状況

需要者側からみて取引段階が遡るほど(一次下請→二次下請→三次下請)、価格転嫁率が下がっている。

### 4. 業種別の価格転嫁の状況

製造業や流通業と比べ、労務費の割合が高いと考えられるサービス業の価格転嫁が円滑に進んでいない。

このように価格転嫁に係る現状は、サプライチェーンの段階、業種、経費の項目等によって様々であり、賃上げや設備投資の原資となる価格転嫁を継続的におこなっていくには、現状認識を踏まえた対策が不可欠であり、これらを踏まえ次の 3 つの提言を行うものである。

## 提 言

### 提言1. ノルム(社会通念)醸成のための支援

#### 1. 表彰制度の創設

##### (1) 対象企業・団体

公正取引委員会では、買いたたきや減額などに該当する事案に対し、厳正な法執行や事業名の公表などをおこなっている。

一方で、適切な価格転嫁受入に積極的な発注企業やサプライチェーン全体で適切な価格転嫁による適正な価格設定に取り組んでいる団体なども存在しており、こうした企業・団体に報いるために、表彰制度の創設を提言するものである。

具体的には、発注企業では、適正な価格転嫁の受入に積極的な企業、3次・4次等下層受注(下請)企業の価格転嫁率まで把握している企業、取引価格について定期的に受注企業と協議の場を設けている企業、担当者レベルの末端まで価格交渉の必要性を周知徹底している企業などを対象とする。

受注企業では、高付加価値化、労働生産性向上に取り組んでいる企業、価格転嫁を求めるにあたり公表資料などを用い、合理的に引上げを要請している企業などを対象とする。

団体では、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁に取り組む団体、取引上の悩みを抱えている企業にかわり、下請かけこみ寺など公的機関への相談に取り組んでいる団体などを対象とする。

##### (2) 選考方法等

本表彰制度は、県が主催し、選考委員には、有識者、公正取引委員会委員、下請かけこみ寺委員などで構成し、自薦・他薦を問わず、応募のあった企業・団体から年1回表彰対象を選定するものとする。

表彰の際には、マスコミにも取り上げてもらうことで、表彰対象企業・団体のブランドイメージの向上につながるとともに、社会全体に価格転嫁への理解を深める一助になると考えられる。

#### 2. 下請かけこみ寺・価格転嫁サポート窓口のPR促進

各都道府県には、2008年度(平成20年度)から企業間の取引上のトラブルや悩みごとについては「下請かけこみ寺」が設置され、また2023年(令和5年)7月からは下請中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押しするため



「価格転嫁サポート窓口(よろず支援拠点内)」が設置され、それぞれ問題解決に向けて専門の相談員や弁護士などが相談に応じているが、周知されているとは言い難く、PR 促進を図るため以下のような提言を行う。

- (1) 中小零細企業の相談窓口となっている商工会議所等業界団体、税理士等士業への積極的な周知活動の実施
- (2) 下請かけこみ寺・価格転嫁サポート窓口の人員増強等体制の強化
- (3) 体制強化のための予算増額等国、県のサポート充実

#### ・下請かけこみ寺の状況について

国の委託を受けている(公財)全国中小企業振興機関協会の調べによると、相談件数は2021年度10,778件、2022年度11,614件、2023年度12,346件と増加しているものの、ADR(裁判外紛争解決手続)事案としての受理件数は、2021年度17件、2022年度16件、2023年度19件と、相談件数に比較してADR事案として受理された件数は大幅に少なくなっている。

国は、下請取引にかかるトラブル等の解決を担うADR制度が、相談者の立場に沿った制度であるのか確認が必要と考える。

#### <ご参考>

##### <下請かけこみ寺への相談件数、ADR 受理件数>

#### 全国

(単位;件)

|             | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 相談件数(A)     | 9,450   | 9,727   | 10,778  | 11,614  | 12,346  |
| ADR 受理件数(B) | 22      | 18      | 17      | 16      | 19      |
| (B)／(A)     | 0.23%   | 0.19%   | 0.16%   | 0.14%   | 0.15%   |

#### 岐阜県

|             | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 相談件数(A)     | 123     | 142     | 152     | 202     | 162     |
| ADR 受理件数(B) | 0       | 0       | 0       | 0       | 1       |
| (B)／(A)     | 0%      | 0%      | 0%      | 0%      | 0.62%   |

### 3. パートナースhip構築宣言企業への加入促進

2021年12月に内閣官房を中心として発出された「パートナースhipによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の中で中小企業庁は、パートナースhip構築宣言として、以下に記

載の取組みを代表権のある者の名前で宣言し、ポータルサイトで公表する制度を設けるとともに、取組みの好事例については、これを周知するとしている。



#### パートナースhip構築宣言とは

事業者が、**サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄**を目指し、「発注者」側の立場から、「**代表権のある者の名前**」で宣言する。

パートナースhip構築宣言では、下記の(1)(2)を宣言する。

#### (1) サプライチェーン全体の共存共栄と**新たな連携**

- オープンイノベーション
- IT 実装
- グリーン化 等

#### (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守

特に、**取引適正化の重点 5 課題**について宣言します。

- ① 価格決定方法
- ② 型管理などのコスト負担
- ③ 手形などの支払条件
- ④ 知的財産・ノウハウ
- ⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

岐阜県内では、1, 049社(2025年2月3日現在)が登録しているが、岐阜県内の事業所数92, 210(令和3年経済センサス)に比較すれば、登録社数はごく一部であり、岐阜県を代表するようなリーダー的企業はもとより、中小零細企業に至るまで登録促進を図り、県内企業全体で価格転嫁の意識を高める必要がある。

また、登録促進を図るため、パートナースhip構築宣言専用ポータルサイトから登録企業のホームページに展開できるようにし、利便性を高めるよう提言する。

#### 4. 価格交渉促進月間の周知徹底

国(中小企業庁)では、発注企業と受注企業との価格交渉、価格転嫁を促すため、2021年9月より、毎年3月、9月に「価格交渉促進月間」を設定している。



受注企業は、取引の打切りリスクや競合他社との価格競争を恐れ、価格交渉を切り出しづらいのが現状である。岐阜県は、国とともに「価格交渉促進月間」の周知徹底を図り、受注企業の価格交渉取組みへの後押しを支援願いたい。

## 提言2. 公共部門の率先した価格転嫁実施と補助金・助成金等各種施策の充実

### 1. 公共部門による率先した価格転嫁の実施

#### (1) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の適切な見直し

ダンピング受注による不適切工事、受注

(下請け)業者へのしわ寄せ、賃金その他の

労働条件の悪化、安全対策の不徹底及び

公共工事の品質確保に支障が生じることを防止する観点から、最低制限価格制度及び低入札価格調査基準価格制度が設けられている。

その算定については、原材料価格、エネルギー価格および人件費等の上昇に応じ、「入札時積算数量書活用方式」(注)に準じ、年度中であっても迅速かつ柔軟に変動できるよう見直すべきである。

(注)入札時の積算数量書の数量に疑義があった場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正して請負代金額を変更することなどを契約事項としたもの。この積算についても、諸価格の変更や工事現場ごとの事情(通行止めによる迂回距離・時間等)に基づき、迅速かつ柔軟に単価補正を行うようにすべきである。



#### (2) 予備費の活用

国や自治体が、民間部門と契約を取り交わした際、契約金額の一定割合を予備費として予算枠を確保しておき、契約期間中であっても契約時には想定できなかった原材料価格、エネルギー価格および人件費等の上昇によって、契約額の超過が余儀なくされた場合、上昇額を疎明できる資料等に基づき、予備費から契約超過分を負担することとする。

また、使用した予備費についても、議会の承認は不要とし、事後報告等手続きを簡略化すべきである。

### 2. 補助金・助成金等各種施策の充実

#### (1) 国における施策

##### ア. 厳正な法執行の徹底

公正取引委員会では、業界毎の実態調査などを踏まえ、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の策定や買いたたき、減額などに該当する事案に対する厳正かつ積極的な法執行、事業者名の公表など



をおこなっている。

特に、事業者名の公表により、当該事業者はもとより、当該事業者の業界も受注先からの価格転嫁の受入れに急遽動くなど、大きな効果が出ている。

引続き、厳正な調査に基づく公表をおこなうとともに、特に発注企業の価格転嫁受入れが担当者レベルまで浸透するよう指導徹底を依頼したい。

#### イ. 賃上げ促進税制の継続的な実施

国では、賃上げに取り組む企業・個人事業主に対し、継続雇用者の給与等支給額が前年度比一定額以上増加させた場合、増加額の一定割合を税額控除することとしており、特に中小企業向けで最大45%の税額控除となっている。

また、赤字法人においても税額控除が適用対象となり得るよう、税額控除しきれなかった金額を最長5年間まで繰越しできる「繰越控除制度」を設けている。

毎年継続的な賃金を実施する企業・個人事業主をサポートするためにも、2024 年(令和6年)4月1日から 2027 年(令和9年)3月31日までの時限的な措置ではなく、恒久的な措置を講ずるよう提言する。

#### ウ. 各種補助金・助成金対応

補助金・助成金措置については、従前の制度に、賃上げ実施を条件に補助金や助成金措置を講ずるケースが多く、また類似した補助金・助成金が複数の省庁に存在する場合もあることから、利用しやすいようわかりやすい周知や各種制度の整理統合等見直しも検討すべきである。

| 名 称              | 内 容                                                                             |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 成長投資補助金          | 工場等の拠点新設・大規模設備投資に加え、事業に関わる従業員に賃上げを実施すること等が条件。                                   |
| 業務改善助成金          | 設備投資等を行い、事業場内の最も低い賃金を上げた事業者等に費用の一部を助成する。                                        |
| キャリアアップ助成金       | 非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組みを実施した事業主に対し助成する。                                          |
| ものづくり・商業・サービス補助金 | 生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う事業者を経費の一部を支援する。さらに賃上げの引上げ幅に応じて、補助金上限額を上げる。 |
| IT 導入補助金         | 業務の効率化や DX の推進、セキュリティ対策のための IT ツール等の導入を支援する。<br>対象枠によって賃上げ目標が加点もしくは必須となっている。    |

## (2) 県における施策

岐阜県においては、事業転換や事業規模拡大など、売上・利益増加につながる企業力の強化・向上に取り組む事業者向けに「小規模事業者パワーアップ応援補助金」制度がある。本制度は賃上げを実施した事業者に対しては、補助率を引上げる措置を講じている。



本制度は、2024 年度(令和6年度)では事業費3億円、事業期間 2024 年(令和6年)4月10日から5月17日となっており、採択事業者152件に上っている。

本事業について、採択事業者も多数に上っていることから、予算額の増額、募集期間の長期化、賃上げを実施した事業者への優先採択等の実施など提言する。

### 概 要 <小規模事業者パワーアップ応援補助金>

|        |                                            |
|--------|--------------------------------------------|
| 補助対象者  | 岐阜県内に主たる事務所を有する小規模事業者                      |
| 補助対象事業 | 売上・利益増加につながる企業力の強化に向けた事業転換や事業規模拡大などに取り組む事業 |
| 補助率    | 一般枠……補助対象経費の2分の1以内<br>賃上げ枠……補助対象経費の3分の2以内  |
| 補助上限額等 | 上限……2,500千円<br>下限……500千円                   |
| 募集期間   | 2024 年4月10日(水)から 2024 年5月17日(金)            |
| 事業費    | 300百万円                                     |
| 採択社数   | 152社                                       |

### 提言3. 下請法改正および適正取引審判制度の創設

#### 1. 下請法改正

##### (1) 下請法の名称変更

「下請」という用語は、受注者である下請者が「下」という上下関係を表すもので、対等な関係ではないと誤解を与えかねない表現である。

下請法制定時より、相当期間経過しており、今の時代に相応しい「下請法」から「適正取引基本法」(仮称)等「下請」をはずした名称に変更すべきと考える。

##### (2) 理念の明確化

適正取引基本法では、第1条において、「発注者と受注者は対等の立場である。」ことを明確に記載し、関係者に独占禁止法と下請法(適正取引基本法)等法令の遵守と周知徹底を図るべきである。

##### (3) 物流業界への対応

###### ア. 下請輸送事業者と発・着荷主との取引に係る見直し

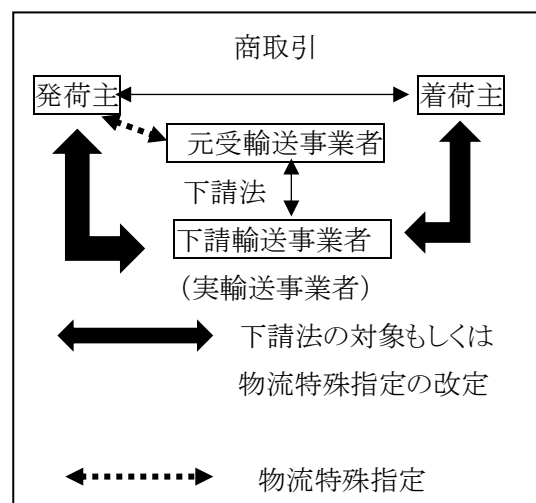
現状の下請法では、対象となっていない物流業界の荷主と下請輸送事業者との関係について、下請法の改正もしくは物流特殊指定の改定を実施し、発・荷主都合による荷待ちや荷役など、下請輸送事業者が直接発・荷主に改善等申入れできるようにするとともに、公正取引委員会による執行力強化を提言する。

###### イ. 物流輸送業への運賃下限額制度の導入等

貸切バスの運賃・料金については、関越道高速バスツアー事故を契機に運賃下限額の公示が実施されることとなった。

物流輸送業界においても、燃料費や人件費の上昇により経営状況が深刻化していること、運転手の長時間労働の改善や高齢化により運転手不足の顕在化しつつあることを踏まえ、運賃下限額制度を設け適切な価格転嫁が必要である。

また、一定距離以上を輸送する場合は、日本中に高速道路ネットワークが張り巡らされている中、輸送時間の短縮およびトラックドライバーの負担軽減を考



慮し、高速道路料金を運賃に上乗せを義務づけるよう提言する。

## 2. 適正取引審判制度の創設

### (1) 下請かけこみ寺の対応

取引上におけるトラブルや相談については、各都道府県に設置されている下請かけこみ寺を通じ、第三者が間に入り、話し合いによって双方の合意による解決を目指すものであるが、当事者間が合意しなければ解決とはならない。

また、合意に至った場合でも、相手方が履行しなかった場合には、法的拘束力がないことから、強制執行(差押え)をおこなうことができない。

このように、合意に至らなかった場合や合意に至っても合意内容の不履行となった場合は、訴訟提起することとなるが、その場合訴訟提起から終了まで1年から2年程度要することとなる。

こうした現状を改善するため、「適正取引審判制度」の創設を提言するものである。



### (2) 適正取引審判制度の概要

適正取引審判制度は、労働審判制度を参考にし、取引関連にかかるトラブル(注)を取引裁判官1名と専門的な知識を有する民間の専門家から選ばれる取引審判員2名の計3名で構成し、取引審判委員会が審理を担当することで、取引の実情に精通した委員による判断が下されることが可能となる。

また、労働審判と同様、原則として3回以内の審理とすることで短期間での決着(労働審判の場合、概ね70～80日で決着)を目指す。

さらに、適正取引審判による調停や確定した審判は、法的拘束力を持つものとし、強制執行の申立ても可能となるようにする。

なお、適正取引審判で下された審判に不服の場合、申立者、被申立者いずれも訴訟を提起することができ、その場合は、裁判に移行することとなる。

(注)当事者間で取り交わした取引の不履行や未履行(受注代金の一部未払い、納品商品の一部返品等)に対し審判を下すものであり、取り交わした取引価格の妥当性について審判を下すものではない。)

|                         | 下請かけこみ寺＊         | 適正取引審判制度         | 裁 判 訴 訟         |
|-------------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 法的拘束力<br>(強制執行)<br>(罰則) | 無<br>(不可)<br>(無) | 有<br>(可)<br>(有)  | 有<br>(可)<br>(有) |
| 解決に要する期間                | 短期間              | 短期間<br>(約70～80日) | 長期間<br>1年～2年程度  |
| 手続き                     | 非公開              | 非公開              | 公開              |

＊裁判外紛争解決手続(ADR)

以 上

# 活 動 経 過

## ■ 第1回委員会

- ・日 時 令和6年7月29日（月） 14:00 ～ 16:00
- ・場 所 岐阜グランドホテル
- ・出席者 委員19名および筆頭代表幹事
- ・テーマ 「政府が進める『価格転嫁対策』」について

## ■ 第2回委員会

- ・日 時 令和6年9月27日（金） 15:00 ～ 17:00
- ・場 所 岐阜グランドホテル
- ・出席者 委員20名および筆頭代表幹事
- ・テーマ 「提言の骨子」について

## ■ 第3回委員会

- ・日 時 令和6年12月3日（火） 14:30 ～ 16:30
- ・場 所 岐阜グランドホテル
- ・出席者 委員15名
- ・テーマ 「提言案」について
- ・下請かけこみ寺 相談員 薫田貴裕 様 「下請かけこみ寺」についての説明

[このほか、正副委員長会議を随時開催]

## 委 員 名 簿

<敬称略／五十音順>

### 委 員 長

片 山 純 裕 岐阜車体工業(株) シニアエグゼクティブアド  
バイザー

### 副委員長

田 中 克 幸 大日本土木(株) 常務執行役員本店長

### 委 員

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 今 井 亨     | (株)丸為 代表取締役               |
| 今 尾 任 城   | (株)イマオコーポレーション 代表取締役      |
| 岩 井 隆 幸   | イワキ工業(株) 代表取締役社長          |
| 岩 瀬 正 明   | (株)岐阜グランドホテル 代表取締役社長      |
| 大 野 健 治   | ハートランス(株) 代表取締役社長         |
| 小 野 浩 一   | コーテック(株) 代表取締役社長          |
| 鍛 冶 谷 光 郎 | 厚見建設工業(株) 取締役会長           |
| 川 島 和 之   | カワボウテキスチャード(株) 代表取締役社長    |
| 後 藤 勝 則   | 岐セン(株) 代表取締役社長            |
| 澤 田 伸 彦   | (株)岐阜ベルト 代表取締役社長          |
| 高 井 法 博   | 税理士法人T A C T 高井法博会計事務所 会長 |
| 高 橋 伸 治   | 高橋金属(株) 代表取締役社長           |
| 高 橋 宏 明   | (株)高橋鋳造所 代表取締役社長          |
| 早 川 太     | 早川工業(株) 代表取締役社長           |
| 日 比 野 淳   | (株)サニー建築設計 代表取締役社長        |
| 堀 部 貞 夫   | 岐阜梱包(株) 代表取締役             |
| 三 宅 年 行   | (株)ホンダプリモ光ヶ丘 代表取締役社長      |
| 村 田 純 一   | 東邦ガス(株) 岐阜地域支配人           |
| 吉 川 富 造   | 吉川明宏事務所 副所長               |

以 上



一般社団法人 岐阜県経済同友会

---

事務局 〒500-8727

岐阜市神田町2丁目2番地  
(岐阜商工会議所ビル5階)

TEL (058)264-4936 FAX(058)264-4951  
info@gifu-doyukai.com  
<http://www.gifu-doyukai.com/>

---